

議案第48号

東京都板橋区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園
の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年6月7日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園
の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（令和4年板橋区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

こども家庭庁の設置による厚生省令の改正に伴い、所要の規定整備をする必要がある。